

1 適用範囲

本資料は、以下に示す ICT による砂防土工（以下「砂防土工（ICT）」という。）に適用する。ICT 建設機械による施工の積算に当たっては、施工パッケージ型積算基準により行うこととする。

・掘削（砂防）（ICT）

なお、現場条件によって「２－１ 機械経費」に示す ICT 建設機械の規格よりも小さい ICT 建設機械を用いる場合は、施工パッケージ型積算基準によらず、見積りを活用し積算することとする。

2 機械経費

2－１ 機械経費

砂防土工（ICT）の積算で使用する ICT 建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。なお、損料については、最新の「建設機械等損料算定表」、賃料については、土木工事標準積算基準書の「第２章 工事費の積算」①直接工事費により算定するものとする。

①掘削（砂防）（ICT）

ICT 建設機械名	規格	機械経費	備考
バックホウ (クローラ型)	標準型・ICT 施工対応型・超低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型(2014 年規制)山積 0.8m ³ (平積 0.6m ³) 吊能力 2.9t	賃料にて計上	ICT 建設機械経費加算額は別途計上

※２－１機械経費のうち、賃料にて計上する ICT 施工対応型の機械経費には、地上の基準局・管理局以外の賃貸費用が含まれている。

2－２ ICT 建設機械経費加算額

ICT 建設機械経費賃料加算額は、地上の基準局・管理局の賃貸費用とし、２－１機械経費のうち賃料にて計上する ICT 建設機械に適用する。

なお、加算額は、以下のとおりとする。

(１)掘削（砂防）（ICT）

対象建設機械：バックホウ（ICT 施工対応型）

賃料加算額：13,000 円／日

2－３ その他

ICT 建設機械経費等として、以下の各経費を共通仮設費の技術管理費に計上する。

2－３－１ システム初期費

ICT 建設機械による施工を実施するための現場通信精度確認、ローカライゼーション、ICT 建設機械精度確認等、ICT 建設機械による施工を行うための必要な初期設定に係る費用および賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、貸出しに要する全ての費用として、以下の費用を計上する。

(１)掘削（砂防）（ICT）

対象建設機械：バックホウ

費用：598,000 円／式

※１工事当り使用機種毎に一式計上を原則とするが、受注者の責によらず、連続作業で

ICT 建設機械による施工が出来ない場合等については、監督職員と協議のうえ複数計上できるものとする。

３ ３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

３次元起工測量・３次元設計データの作成（修正含む）を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。

費用の計上について、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とし、受注者から見積の提出がない場合は、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

また、前工事および設計段階での３次元データを活用した場合、発注者が貸与する３次元データを活用した場合は、費用計上しないものとする。

なお、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」については、当初設計では計上しない。

４ ３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用

- （１）出来形管理の計測範囲において、１ｍ間隔以下（１点/㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し、３次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については、受注者より提出された見積りにより費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。

また、受注者から見積りの提出がない場合は、３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

- ・ 共通仮設費率補正係数 : 1.2
- ・ 現場管理費率補正係数 : 1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の１）～４）とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率および現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

- １）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- ２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

（２）費用計上にあたっての留意事項

- １）「３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上しない。
- ２）受注者からの見積または補正係数で乗じた額での費用計上方法は以下のとおりである。
 - ①補正係数を乗じて算出される金額を計上する場合
 - ・ 補正係数を乗じて算出される金額＜受注者からの見積による金額
 - ②受注者からの見積による金額を計上する場合
 - ・ 補正係数を乗じて算出される金額＞受注者からの見積による金額

５ 施工箇所が点在する ICT 活用工事の積算について

施工箇所が点在する工事に該当する場合は、土木工事標準積算基準書「第１編第２章 工事費の積算」および「第Ⅰ編 第１１章 施工箇所が点在する工事の積算」により積算するものとする。

6 発注者指定型における積算方法

掘削（砂防）（ICT）は、ICT 建設機械による施工歩掛（以下「掘削（砂防）（ICT）[ICT 建設機械使用割合 100%]」という。）と通常建設機械による施工歩掛（以下「掘削（砂防）（通常）」という。）を用いて積算するものとする。

6－１ 掘削（砂防）（ICT）における積算

当初積算時に計上する施工数量は、従来の ICT 建設機械使用割合相当とし、全施工数量の 50%を ICT 施工（掘削（砂防）（ICT）[ICT 建設機械使用割合 100%]）により設計書に計上するものとする。

また、ICT 建設機械を活用し、ICT 建設機械の施工土量が把握できる場合は、この値を活用し変更するものとする。

6－１－１ 当初積算

（１）施工数量の算出

全施工数量に 50%を乗じた値を ICT 施工（掘削（砂防）（ICT）[ICT 建設機械使用割合 100%]）の施工数量とし、全施工数量から ICT 施工（掘削（砂防）（ICT）[ICT 建設機械使用割合 100%]）の施工数量を引いた値を通常施工（掘削（砂防）（通常））の施工数量とする。

なお、計上割合を乗じた値は四捨五入した数値とし、数位は「土木工事標準積算基準書 共通編 第 5 章 数値基準等」によるものとする。

6－１－２ 変更積算

現場での ICT 施工の実績により、変更するものとする。

（１）砂防土工（ICT）に係る ICT 建設機械稼働率の算出

ICT 建設機械による施工日数（使用台数）を ICT 施工に要した全施工日数（ICT 建設機械と通常建設機械の延べ使用台数）で除した値を ICT 建設機械稼働率とする。

なお、ICT 建設機械稼働率は、小数点第 3 位を切り捨て小数点第 2 位止とする。

（２）変更施工数量の算出

砂防土工（ICT）の全施工数量に ICT 建設機械稼働率を乗じた値を ICT 施工（掘削（砂防）（ICT）[ICT 建設機械使用割合 100%]）の施工数量とし、全施工数量から ICT 施工（掘削（砂防）（ICT）[ICT 建設機械使用割合 100%]）の施工数量を引いた値を通常施工（掘削（砂防）（通常））の施工数量とする。

ICT 建設機械稼働率を乗じた値は四捨五入した数値とし、数位は当初積算に準ずるものとする。

なお、ICT 施工は実施しているが、ICT 建設機械稼働率を算出するための根拠資料が確認できない場合は、従来の ICT 建設機械使用割合相当とし、全施工数量の 50%を ICT 施工（掘削（砂防）（ICT）[ICT 建設機械使用割合 100%]）により変更設計書に計上するものとする。

7 受注者希望型における変更積算方法

受注者からの提案・協議により ICT 施工を実施した場合は、ICT 施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量は ICT 建設機械の稼働率を用いて算出するものとする。

掘削（砂防）（ICT）の変更積算は、ICT 建設機械による施工歩掛（以下「掘削（砂防）（ICT）[ICT 建設機械使用割合 100%]」という。）と通常建設機械による施工歩掛（以下「掘削（砂防）（通常）」という。）を用いて積算するものとする。

７－１ 変更積算

現場での ICT 施工の実績により、変更するものとする。

①砂防土工（ICT）に係る ICT 建設機械稼働率の算出

ICT 建設機械による施工日数（使用台数）を ICT 施工に要した全施工日数（ICT 建設機械と通常建設機械の延べ使用台数）で除した値を ICT 建設機械稼働率とする。

なお、ICT 建設機械稼働率は、小数点第 3 位を切り捨て小数点第 2 位止とする。

②変更施工数量の算出

砂防土工（ICT）の全施工数量に ICT 建設機械稼働率を乗じた値を ICT 施工（掘削（砂防）（ICT）〔ICT 建設機械使用割合 100%〕）の施工数量とし、全施工数量から ICT 施工（掘削（砂防）（ICT）〔ICT 建設機械使用割合 100%〕）の施工数量を引いた値を通常施工（掘削（砂防）（通常））の施工数量とする。

ICT 建設機械稼働率を乗じた値は四捨五入した数値とし、數位は当初積算に準ずるものとする。

なお、ICT 施工は実施しているが、ICT 建設機械稼働率を算出するための根拠資料が確認できない場合は、従来の ICT 建設機械使用割合相当とし、全施工数量の 50%を ICT 施工（掘削（砂防）（ICT）〔ICT 建設機械使用割合 100%〕）により変更設計書に計上するものとする。